

## 都道府県計画における記載事項

(子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上関係)

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、都道府県は、人材の確保及び養成の中心的な役割を担っている。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画には、人材の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めることとされている。

### 都道府県計画の記載事項(必須)

保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数、養成及び就業の促進等に関する事項

#### 都道府県が実施すべき事項【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

- ・ 保育教諭について、国は、幼稚園教諭免の普通免許状又は保育士資格の片方のみを有する者の併有を促進するための特例措置を講じる。都道府県はこの特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。
- ・ 保育人材の確保のため、都道府県は、国の施策等も活用して、積極的に保育士の人材確保及び質の向上を図ること。
- ・ 幼稚園教諭について、都道府県は、国の施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の人材確保及び質の向上を図ること。
- ・ 都道府県は、地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことなどにより、研修を計画的に実施することが必要である。

## 【論点】子供・子育て支援を担う人材の育成に向けた都の役割について

子供・子育て支援を担う人材の育成に向けて、都は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の「都道府県が実施すべき事項」(前ページ参照)のほか、下記の東京都社会福祉審議会の意見具申を踏まえた対応が必要と考えられるが、子ども・子育て支援新制度において、都は事業者・区市町村等とどのような役割分担の下、取り組んでいくべきか。

- ・ 人材育成に向けて、既に事業者団体・個別事業者による研修開催など主体的な取組が行われているほか、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、区市町村による取組も今後ますます求められる。都は、これらの取組を一層促進し、効果的に実施されるよう支援を行っていきべきと考えられるが、どうか。
- ・ さらに都は、専門性が高い研修や区市町村の区域を超えて広域的に実施すべき研修を担っていきべきと考えられるが、どうか。

## 【東京都社会福祉審議会意見具申「利用者本位の福祉の実現に向けて」～福祉人材の育成のあり方～(平成19年8月)】より

第1に、事業体における人材育成は、事業体自らが責任を持って取り組むことが基本である。同時に行政は、各事業体が新たな政策課題等に対応できるよう、必要な研修等を実施していくことである。事業体は、利用者に質の高いサービスを提供する役割を担う組織体として当然の責務として取り組み、行政は、認知症ケア、介護予防、虐待対応等の今日的なニーズ・課題に関して、必要な情報提供や研修などを行うことが必要である。

第2に、以上の従来からの考え方を基本としつつも、人材育成、とりわけOJの推進に向けた様々な課題を克服し、事業体における効果的な人材育成を進めていくための手法や工夫について、個々の事業体は自ら、あるいは共同して取り組むとともに、行政の側も、そうした事業体の取組を効果的に支援することが求められる。

とりわけ入所施設については、在宅サービスのように新たな事業者の参入が容易ではなく、現実に利用待機者の存在等から、実質的に「競い合い」によるインセンティブの機能が必ずしも十分に働いていない場合が多いと考えられる。

そのため、都は、民間社会福祉施設に対して、「第三者評価の受審」と「経営情報公開」の義務化を行うなど、サービスの質の向上を促す取組を進めているが、各分野の福祉施設における人材育成についても、一層の政策的支援が必要であると考えられる。